

令和5年度 市民税・県民税の申告が始まります

▶混雑緩和にご協力ください

次の時期・時間帯は、申告受付窓口の混雑が予想されます。

・2月16日(木)～20日(月)、 3月14日(火)、15日(水)	・月曜日 (または祝日の次の日)	・曜日に関係なく、 午前中の早い時間帯
--------------------------------------	---------------------	------------------------

※庁舎建替工事のため、例年より駐車スペースが少ないです。

※お待ちいただく時間の短縮、駐車場の混雑緩和のためにも、上記の時期、時間帯をなるべく避けたご来庁、お時間に余裕をもってのご来庁に、ご協力をお願いいたします。

▶申告受付

- 期間：3月15日(水)まで(土・日曜と祝日を除く)
- 受付時間：8時30分～17時15分
- 場所：税務課 市民税係(市役所2階24番窓口)
- 問合せ：税務課 市民税係(内線281～283)

※申告書の控えが必要な人は、あらかじめコピーを取っておいてください。

※期限後に申告された場合、市民税・県民税の算定、所得証明書・課税証明書等の発行が遅れる等の影響が出る可能性があります。

▶申告が必要な人

1. 令和5年1月1日現在、市内在住で、次の要件に当てはまる人

- ①給与所得者で次のような人
 - ・勤務先から市役所へ給与支払報告書の提出がない人(提出があるか不明な場合は勤務先で確認してください)
 - ・給与を2カ所以上の事業所から受け取っている人で、合算して年末調整を受けていない人
 - ②前年中に営業・農業・不動産などの所得のあった人
 - ③前年中の所得が公的年金だけで、医療費控除などの諸控除を受ける人
 - ④控除対象配偶者・扶養親族・事業専従者になっていない人
 - ⑤前年中の所得がなく、市外の人(扶養親族になっている人)
- ※所得税の確定申告をする場合は、市民税・県民税の申告をする必要はありません。また、所得税の確定申告が不要となる少額の所得であっても、市民税・県民税の申告は必要です。

2. 市外の人で、市内に事業所や家屋敷のある人

▶申告に必要なもの

1. 令和5年度 市民税・県民税申告書
2. 身分証明書(マイナンバーカードなど)
3. 前年中の所得を証明する書類(原本)
 - ・給与所得・雑(年金)所得があった場合は源泉徴収票
 - ・その他の所得を証明する書類(各種営業帳簿、決算書、収支明細書など)

4. 前年中の控除を証明する書類(原本)

- ・控除証明書(生命保険料・介護医療保険料・個人年金保険料・地震保険料・旧長期損害保険料)
- ・国民年金保険料の支払いをした旨を証する書類
- ・国民健康保険税などの支払金額がわかるもの
- ・医療費の明細書及び寄附金の証明書
- ・障害のある人や、障害者を扶養している人については障害者手帳等

※65歳以上の要介護認定を受けている人が障害者控除対象者と認定される場合があります。詳しくは、介護福祉課(内線514・515)へ。

5. 配偶者特別控除を受ける人は、配偶者の前年中の所得がわかる源泉徴収票など

6. 国外居住親族にかかる扶養控除等の適用を受ける人は「親族関係書類」と「送金関係書類」

▶確定申告書の提出

2月16日(木)～3月15日(水)の間、完成している確定申告書の提出が市役所2階税務課でできます(記入内容の確認・相談はできません)。市役所庁舎内に記載いただく場所は設けておりませんので、ご自宅で書き上げてご提出ください。

また、確定申告書の控えに奈良税務署の受付印が必要な場合は、直接、奈良税務署に提出してください。